

**第2回盛岡市農山漁村再生可能エネルギー法協議会  
議 事 録**

1 開催日時 平成28年1月21日（木）14：00～15：15

2 開催場所 盛岡市役所玉山総合事務所2階201・202会議室

3 出席者

(1) 委員

会長 岩手大学地域防災研究センター客員教授（岩手大学名誉教授） 齋藤 徳美

副会長 日戸自治会会長 廣内 久行

監事 盛岡市農業委員会事務局長 大山 浩一

委員 盛岡市環境部長 伊藤 純

委員 盛岡市農林部長 畑澤 修一

委員 盛岡市玉山総合事務所事務長 小原 俊彦

委員 エコ・パワー株式会社事業開発一部部長 長澤 烈士

委員 山谷川目牧野利用者 千葉 石太郎

委員 山谷川目自治会会長 山内 一男

(2) オブザーバー

岩手県 盛岡広域振興局農政部農政推進課主査 中野 綾

岩手県 盛岡広域振興局林務部森林保全課主任主査 佐々木 敏明

岩手県 盛岡広域振興局保健福祉環境部環境衛生課主任主査 加藤 研史

(3) 事務局等

事務局長 盛岡市環境部次長 根本 俊英

事務局員 盛岡市環境部環境企画課長 嵯峨 秀俊 ほか3名

担当課 農林部農政課職員 2名，産業振興課職員 2名，農業委員会事務局職員 1名

関係者 エコ・パワー株式会社 2名，コスモエンジニアリング株式会社 2名

(4) 傍聴者等

報道機関 2社2名

4 配布資料

資料1 盛岡市農山漁村再生可能エネルギー法協議会名簿

資料2 盛岡市農山漁村再生可能エネルギー法協議会規約

資料3 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の概要

資料4 盛岡市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画（案）

参考（1） 農林漁業の健全な発展に資する取組に関する規定

参考 (2) 農林漁業の健全な発展に資する取組の主な先行事例

参考 (3) 農林業振興基金及び地球温暖化対策実行計画推進基金の概要

## 5 会議の概要

### 1 開会

事務局 開会を宣言。

### 2 あいさつ

齋藤会長 齋藤会長よりあいさつ。

### 3 (1) 盛岡市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画（案）について

事務局 より、基本計画（案）の項目 1～3 について説明。

- 1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針
- 2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域
- 3 2 の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

(以下、質疑応答の要旨を記す。)

小原委員 市ではこれまで「農林業」と表現してきたが、この計画では「農林漁業」と表記するものか。また、「農林水産業」という文言も本文にあるが、整合をとらなくてよいか。

事務局 岩洞湖でのワカサギや河川でのイワナ、ヤマメなど、内水面漁業の取組も支援したいことから、「漁」という表現は残したい。また、用語については「農林漁業」に整理したい。

齋藤会長 市が行う農林業振興には内水面漁業も含まれているとのことで、実態と整合が取れているのであれば「農林漁業」という表現でよいだろう。

長澤委員 設備整備者としては用途を限定するつもりはない。法の趣旨に則った形で活用してもらえればよいと考えている。

廣内委員 今回は風力発電事業に伴って協議会を開催したわけだが、他の事業が入ってきた場合はこの基本計画に追加するのか。

事務局 追加するものと考えている。

齋藤会長 その場合は別途協議会を立ち上げずに、この協議会で協議をすることになるのか。

事務局 別途協議会を設立することで考えている。

齋藤会長 発電事業の内容によって環境への影響など配慮すべき課題も異なり、協議会の議論の中身も変わらと思うので、その都度滞りのないよう整理をお願いしたい。

廣内委員	「将来にわたって持続可能な地域社会の実現を目指す」とあるが、農業経営だけでなく、地域の人口増なども考慮していくという考えか。
事務局	再生可能エネルギーの普及により化石燃料に頼らない社会を目指すとともに、農業の面では、再生可能エネルギー発電の収益を担い手支援などに活用し、継続的に地域を活性化していきたいと考えているものである。
畑澤委員	通常の補助事業などでは補完しきれない部分や、これまで予算化が困難であった事業など、地域が活性化するような取組ができればと考えている。
小原委員	農林業振興以外に、この地域で実施する他分野の事業にも活用ができるようにするのか。「地域の振興」「地域の活性化」などの文言を入れて用途を広く読めるものにできるのか、それとも農林漁業や温暖化対策に限るのか。
齋藤会長	「持続可能な社会の実現」は市の環境基本計画にも掲げられており、未来についての柱となっている。用途は限定されるものではないと理解しているが、細かく載せて行くと方針部分が膨大になってしまわないか。
長澤委員	設備整備者としては、この法に則って農林漁業に関する取組を行うのとは別に、他地域における事業と同様、地元と相談しながら直接的な取組を行うことを考えている。
齋藤会長	どのような事業が考えられるのか。
長澤委員	地域の理解あつての事業であることから、地元の方々と対話を重ねて要望を踏まえながら検討していきたい。
齋藤会長	<p>地元への取組についてはぜひお願いしたい。儲けだけでなく地域に対する社会的責任がどう評価されるかが、企業の存在意義にも関わる。地元にとっても、どんなメリットがあるのかは大きな課題だと思う。法に基づく取組のほかにも地域にプラスの面もなければ、持続的に事業は進められないと考える。</p> <p>以上でこの項を終わり、次の項目に移る。</p>
事務局	事務局より、基本計画（案）の項目4について説明。
	<p>4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項</p>
	(以下、質疑応答の要旨を記す。)
大山委員	「基金等へ資金を拠出」の「等」の部分は何か想定しているのか。
事務局	基金への拠出に限定するかどうか、庁内での調整が済んでいないことか

ら、「等」という表現を入れたものである。先ほど小原委員から発言のあった地域振興への充当を想定する場合は、表現の検討が必要である。

伊藤委員

法の枠組みとしては「農山漁村の活性化」が目的であり、その中でどのような基本計画を作成するかということだと思う。今回の整備区域は農林業が中心の地域であることから、法に基づく取組が結果的に地域の活性化につながるという考え方もできるのではないか。

齋藤会長

国は「収入の5%」をひとつの目安にあげているが、そもそも利潤が出なければ資金は拠出できないので、ここは「収益」からと明確にしておいたほうが良い。そのうえで、例えば「収益の5%」とした場合、金額はどの程度をイメージしているのか。その金額によっては、基金以外に想定できる事業の規模も変わってくると思うが。

長澤委員

現在建設コスト算定の最終段階であり、金融機関との調整も済んでいない。また、運営中も定期保守費、修繕費、光熱費、保険料、撤去費等々の経費がかかり、収入からこれらを除いたものが収益となる。今日の時点では積算を終えていないことから、金額を示すことはできない。

齋藤会長

市の基金に入れた資金の使途を市が予算化するにあたり、協議会として関わる場はあるのか。

事務局

市が時々の課題に応じて使途を決めていきたいと考えている。

廣内委員

この地域に立地した水力発電所関係の交付金について、当初は地元優先で還元されたが、最近は全市一緒の考え方になっている。使途についてはできるだけ地元優先に配分するよう要望する。

畑澤委員

地元への還元については、現時点で確約はできないが、市が基金を使って行う事業と、設備整備者が実施する地域貢献事業と、両輪で考えていくことになるだろう。

齋藤会長

基本計画策定後の事業を実施していく段階において、協議会の関わりはどうなるのか。地元が意見する場はなくなるのか。

伊藤委員

法のつくりでは協議会は基本計画の検討が主な役割となっている。実際に収益が生じるのは3年後以降であり、その後の事業期間も20年と長期にわたるので、この協議会とは別に、市として地元と協議する場を継続的に設けていきたい。

齋藤会長

法の求めに応じて協議会を立ち上げたわけだが、計画を作って終わりではなく、これからも法に則った活性化に地元が関わったほうがよいと思う。地元の不都合があった場合に意見を言える場を用意しておいてほしい。

山内委員	地域振興にも役立てていく考えがあると聞き安心している。地元自治会にもよい話ができる。
廣内委員	意見交換の場を設けることについては、今後地域の事情も変わっていくと思うのでぜひお願いしたい。
齋藤会長	以上でこの項を終わり、次の項目に移る。
事務局	事務局より、基本計画（案）の項目5～8について説明。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>5 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項</p> <p>(1) 自然環境の保全との調和</p> <p>(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和</p> <p>6 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価</p> <p>(1) 目標</p> <p>(2) 目標の達成状況についての評価</p> <p>7 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復</p> <p>8 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項</p> <p>(1) ホームページ等による周知</p> <p>(2) 設備整備計画の認定</p> </div>
	(以下、質疑応答の要旨を記す。)
齋藤会長	目標の達成状況の評価や事業が計画に沿って進んでいるのかのチェックは市が行うのか。
事務局	市が行うことを想定している。
廣内委員	設備整備計画の認定はいつ頃の予定か。
事務局	エコ・パワー(株)による計画作成作業の進捗具合にもよるが、平成28年4月以降を目途に考えている。
長澤委員	設備整備計画は3月から遅くとも4月までに提出できなければ着工時期にも影響するので、設計と建設コストの算定作業を急ぎたい。
小原委員	発電事業期間が20年となっているが、風力発電事業は一般的に20年経過した後には設備を撤去するものか。
長澤委員	固定価格買取制度に基づいた事業であり、発電した電気の買取が保証さ

れた20年間を一区切りとして撤去までを想定に入れているもの。その後については、法制度の状況によって判断することになるので、現時点では何ともいえない。設計上は20年以上耐えうる設備である。

齋藤会長

以上でこの項を終わる。

基本計画案の全体については、この方針で協議会として認めたことにしたいと思う。

全議題終了により、議事進行を事務局に移管。

#### 4 その他

事務局

事務局より、第3回協議会は平成28年2月19日に開催する旨を連絡。

農林部農政課

農林部農政課より、第3回協議会開催後に農政フォーラムを開催する旨を連絡。

#### 5 閉会

事務局

閉会を宣言。

以上